

財 関 第 6 7 号
令和 5 年 1 月 27 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 諏訪園 健司

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る
医薬品等の通関の際における取扱いについての一部改正について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱いについて（令和2年8月31日財関第812号）の一部を下記のとおり改正し、令和5年2月1日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

別紙「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。